

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回發行)
經濟論叢 第四十四卷 第五號

神戸博士 還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經
濟
論
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士	山本美越	一
農家の負債と負擔能力	法學博士	河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士	米田庄太郎	三三
幕末の商稅論	經濟學博士	本庄榮治郎	三五
實際政策と政策原則	經濟學博士	作田 莊一	六六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士	石川 興二	六九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士	小山田小七	七九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士	中川與之助	一一三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士	大塚 一朗	一三九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士	松岡 孝兒	一四六
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士	堀江 保藏	一六四
財政學の基本問題	經濟學士	大谷 政敬	一八三
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士	今西庄次郎	二〇一
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士	中 谷 實	二二八
リストの國民生産力說	經濟學士	白杉庄一郎	二三三
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士	島 恭彦	二五〇

生産の構造と貿易	経済學士	松井	清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	経済學士	山岡	亮一	三八六
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波	宣平	三九三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木	芳之助	三九五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒	正 巖	三九六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	鮫	川 虎三	三九七
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷	口 吉彦	三九九
昭和の税制改革	經濟學博士	汐	見 三郎	四〇五
自然利子論	文學博士	高	田 保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商學士	武	藤 長藏	四一四
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土	方 成美	四二七
支那南北辨	法學博士	財	部 靜治	四三七
赤字公債の消化	經濟學博士	小	島 昌太郎	四三三

租税の農業に及ぼす影響

——チウネン「孤立國」に於ける——

山岡 亮 一

チウネンの「農業及び國民經濟に關する孤立國」は「穀物價格、肥力、及び租税の農業に對する影響」をその副題としてゐる。而してチウネンは租税に對して「孤立國」第一部、第三編全部をあててゐる。この外に遺稿よりなる第二部、第二編にも、租税を論ずる部分が見出される。¹⁾こゝにチウネンの租税論を紹介する所以は之が租税論として特に優れたものであるからといふのではなく、チウネンの租税論がその學的體系から見ると興味あるものと考へるからである。具體的に言ふならばチウネンは租税を、典型化、孤立化の方法により完成せられた孤立國から一步現實に近づかんがための外的要素導入の一應用として述べてゐる。即ち吾々はチウネンから一の理想型としての孤立國が、國家權力に基きそれに一定の租税が課せられる場合、一體如何なるモディフィケーションを受るであらうかを抽象的結論の現實への適用の一模範例として學びとらんとするものである。言ふ迄もなく彼の租税論を理解せんがためには、先づ何よりも「孤立國」を理解せねばならない。併しこゝで孤立國の學的體系を全般に互つて説明することは無用である。吾國に於ても既に近藤康男氏其他の優れた研究が存在するから。

- 1) J. H. v. Thünen; Der isolierte Staat usw. eingeleitet von Waentig 3. Aufl. 1930 I. Teil III. Abschnitt u. II. Teil II. Abteilung. (後者は Schumacher 版による) この兩者とも近藤康男氏の邦譯から除かれてゐる。
- 2) 近藤康男氏、チウネン孤立國の研究
山田雄三氏、チウネン分配論の研究
菊田太郎氏、生産立地論大要、29頁—100頁

近藤氏は次の如く述べられる。「チウネンの農業者の目標は最大粗收穫ではなく、最大貨幣收益である。従つて彼の農業理論は市場に關聯して説明せられることを必要とする。故に價格が中心となつて他は附加物となる。しかも單に價格の影響を知るのではなくて、價格に即して完全に農業を説明せんとするのである。土地の肥力と租税についてはその農業に及ぼす影響が尋ねられる。肥力は技術的に土地の生産力を通じて生産物の價格に影響し、租税は社會的統制により直接に價格關係に影響するからである。」³⁾斯様にチウネンに於て租税が問題となるのはそれが直接に價格關係に影響する故である。いはば私經濟的に、生産費の一部として租税を見、それが個々の經營方式に如何なる影響をあたへるかが重要な問題であり、^註この結果として、國家の租税收入に如何なる作用を及ぼすかは第二の問題である。副題に於て、穀價、肥力、租税と三者を並列せしめてゐるが、上述の如く穀價は他の二者と異なる本質的意味を持ち、租税はモデファイケーションの一例として見られるにすぎない。

二

チウネンは租税を論ずる第三編を初版に於て既に論じてゐることは特に注目せられねばならない。彼自身言つてゐる様にこの時未だチウネンはリカルドオ「經濟學及び課税の原理」を讀んでは居らなかつた。併しながら租税の定義に關してはリカルドオが租税論の冒頭⁴⁾に掲げた「租税は一國の土地と勞働との生産物の一部であつて、政府の使用するところである。それは究極に於ては、必ずその國の資本からか、若くは所得からか支拂はれる。」がそのまゝ妥當する様である。これがチウネンに於ても亦租税の本質であり、租税の實體である。彼の租税論が主としてスミスから得られたものであらうことは、彼の他の學說がスミスの足らざるを補ひ、誤れるを正すこと

3) 近藤康男氏、上掲書 17頁
(註) 「租税の不公平は度々變更せられるよりもはるかに小なる害惡であると推論し得る」(Thünen; a. a. O. S. 345)なる命題は彼の租税に對する私經濟的觀點を非常に明確に示してゐる。

4) Ricardo; Principles etc. Gonner's edition. Chap. VIII. p. 131.

を主なる目標とするのを見れば、ほぼ推察せられるところであるが、こゝではスミス租税論との學說史的聯關は論じない。ただチウネンがスミスの租税の四大原則⁵⁾を常に念頭に置いてゐたことはその租税論の種々なる箇所から窺はれることを注意するにとどめる。

「孤立國」に於る租税の影響を一言にして盡すならば恐らく次の如く言はれよう。「租税は國家の成長を阻害する。人口増加と國家の資本増加とを制限する。」以下これに説明を加へ、更にかゝる孤立國に於る租税の影響が現實には如何にあらはれてゐるかをチウネンの具體化への線に沿ふて明かにし、最後にチウネンの租税論の難點を指摘すると共にその立つ當時の農業生産の發展段階につき一言論及しよう。

第一編に於る孤立國は全然租税は徴收せられぬとの條件の下で構成せられたものである。現實の統計から借り來つた關係に従つて農業の純収益が計算せられてゐる第五章に於ては國家への租税は支出中に加へられて居らぬ。従つてチウネンがそこで地代と呼ぶところのものは、如何なる租税も存在せぬ場合の土地の純収益なのである。今迄如何なる租税も課せられて居らなかつた國家が、今もし現實の諸國家に一般の租税が課せられたと假定すれば、このことは農業に、更に國民のあらゆる状態に如何なる影響を及ぼすであらうか。斯様な設問と共にチウネンは孤立國を具體化せんとの一步をふみ出す。

A、孤立國に於る租税 まづ第一に經營規模に比例せる租税を問題とする⁶⁾。農村の必需品たとへば鹽、麥粉等々に課せられる所の消費税、或は人頭税、家畜税、關税、營業税、印紙税並びにその他の多くの租税は、その經營規模に比例して、土地の純収益は顧慮せられずすべての農場に課せられる。孤立國に於る都市から三十哩

5) 神戸博士「スミスの租税原則」經濟論叢18卷1號スミス記念號 268頁以下参照。

6) Vgl., Thünen; a. a. O. S. 325-329.

離れた一農場は、十哩離れた農場に於ると同額の租税を負擔しなければならぬ。ただし兩農場の經營が同一規模のものであり、換言すれば兩農場がその經營に同じ勞働力と同じ資本支出とを要するものとする。都市から三一・五哩離れた農場は第十四章によれば三圃式で經營せられねばならぬが、この三圃式はただ農地面積の二十四％のみが穀物を生産し得る。(第八章)しかるに都市から十哩離れた農場はこれと反對に穀草式で經營せられ、四十三％が穀物生産に向けられる。穀草式は農地の著しく多くの部分が穀物栽培にあてられ、更に三圃式に於るよりも農耕により、多くの費用を要する故に、三一・五哩離れた農場は十哩離れた農場(兩者の農場面積は同一)のまづ半分の負擔であらう。後者の租税負擔額をたとへば十萬平方メートルの面積につき二百ターレルとすれば、前者は百ターレルの租税を負擔せねばならぬであらう。後者(都市に近き方)の地代は十萬平方メートルにつき六八五ターレルであり(第五章)、租税を支拂つた後に土地所有者に残るのは四八五ターレルである。地代が零である最遠隔の農場所有者の全所得は農場建物、及び農具の資本價值からの利子にすぎぬが、百ターレルの租税は資本部分からも引き去らねばならない。かくて年々減少して行く資本は間もなく資本であることを止め、土地の耕作は中止せられ、荒廢地として捨て去られる。

さて三圃式經營圈に於ては都市から二六・四哩離れた農場が與へられた面積から、百ターレルの地代を獲得する。従つてそれ以上都市から離れた農場では、穀物生産に向けられた土地の耕作はこの新しい租税により行はれなくなる。しかしこの地域が無入地となるといふのではなくて、穀作に代つて畜産が經營せられる、そして結局今迄の畜産圏の外側の境界地方は全く放棄せられ、孤立國のこの部分は租税徴收によつて荒廢地に化するであらう。(註)

(註) 一農捨國に於ては、孤立耕作せられれば、耕作面積の減少は、人口の増加を要する。第五の部分が犠牲に供せられることは、同時に第五の部分が影響を受ける。第五の租税を全各農場の全各農場の租税の減少に同一の影響を及ぼす。最遠隔の土地が放棄せられるか、或は各個の農場の減小に同一の影響を及ぼす。

かく放棄せられた地方に今迄生活し來つた人間は何處にも自己の働き場所を見出し得ぬからパンを獲る方法がない。蓋し均衡状態にある國家は有用な労働はすべて十分に行はれる程の人間數を有してゐて、放棄せられた地方から新に加はつた労働者は何處にも有效には使用せられ得ず、従つて何處に於ても生計を営み得ぬ。併し農業に従事せる人々とどまらず、かく放棄せられた地方のために働いて來たすべての都市の居住者、即ち手工業者、工場主、小賣商人等々も亦各々その職業を失ひ、生計を営み得ぬこととなる。この結果過剰となつた人口は全き貧困と窮乏とを免れんがためには自ら他の住國を求めて移住せねばならない。かくて土地の耕作が以前より狭き地圏に限定せられ、その結果過剰となつた人口の移住が完了して後、すべてはもとの均衡状態に戻る。けれども國家は土地の廣がり、人口とを喪失し、同時に資本及び地代の一部を損失する。

租税が以上の様な強力な影響を與へるのはただそれが新に課せられた場合のみであつて、租税徴収が過去より引續き同一であるとすれば事情は全く異なる。この場合租税と矛盾する迄耕作は擴張せられず、人口は増加せぬ。こゝではすべてが如何なる租税も課せられて居らぬ國家に於ると全く同一の均衡状態にある。更に既存の租税が突然永久に廢止せられるならば、新税徴収の場合と全く反對の諸現象があらはれることは説明するまでもない。以上述べた所は新税により穀物消費量が減少する場合にのみ妥當する。併しながら國民が穀物に對するより高き價格を支拂ひ得る程富んで居り従つて消費自體は動かぬ場合には租税の影響は以上とは全く異なる。例へば孤立國に於て遠隔の地方が、租税のために穀物を都市に供給することを中止するならば、こゝからただちに都市に於る穀物の缺乏が生じる。供給不足は穀價を騰貴せしめ、この高き價格は遠隔地方に都市のために穀物を生産する

ことを可能ならしめ、かくて元の均衡状態に戻る。従つて都市の需要は穀作が都市から三・五哩の地點まで擴張されなければ充足せられ得ない。結果として穀物の価格は最遠隔の農場が單に穀物の生産並びに運送費用のみならず、新に課せられた租税をも償ふ程高く騰貴せねばならぬ。この場合、穀物の消費者は農業に課せられた全租税を支拂はねばならない。しかるに工業者も亦、課せられた租税を自己の生産物価格を高めることにより償ふのを常とする。^(註) 俸給生活者たる官吏は彼等の勤勞の価格を自力では高め得ず、ただに彼等自身に課せられた租税のみならず、あらゆる生活必需品に課せられた租税をも支拂はねばならぬ。斯様な事情の下ではもはや官吏になり手がなくなり、國家は官吏の俸給を租税並びに租税により高められた必需品価格を償ふにたる程高めざるを得なくなる。

従つて利子によつて生活してゐる資本家を除けば、すべての他の階級の人々は租税に對する補償を受けて居り、國家は全體の福祉を傷けることなく、國家のすべての活動的な國民を壓迫することなく、極度に課税額を増加し得るが如くに見える。といふのは、すべてが租税をただ前拂するのみで、自ら負擔するものではないのだから。以上の様な結果を得て來た所の推論は、租税を導入しても消費量は同一であるといふ前提の上に立つてゐる。吾々はこの前提が果して正當であるか否かを究明せねばならぬ。

さて穀物價格なるものは常に農業者が穀物を市場に供給せんがために要した費用の大きさによつてのみならず、同時にこの價格を支拂ふところの消費者の財産状態により條件づけられる。今孤立國に於て、直接或は間接に農業の負擔に歸する租税により、穀物價格が騰貴したと假定すれば、貧しき都市住民はこの價格を支拂ひ得ぬから

(註) こゝでチウネンは重農學派の租税論を問題としてゐる。

して消費を節減せねばならない。併しながら新税が導入せられた時には生産は尙減少しなかつたし、穀物の現實の缺乏は惹起し得なかつたから、消費の節減により穀物の過剰が生じ、穀價は再び下落し、貧しき階級の人々も亦穀物を再び十分に調達することが出来る。換言すれば穀價は以前の中庸を得た價格に迄下落する。しかし一度農業が租税を負擔した後には、もはや以前の廣さに於ては經營せられず、今や上述のあらゆる租税の影響は耕作面積の狭小化として、従つて又放棄せられた地方の住民及びその地方のために働く所の都市住民の移住となつてあらはれる。

次に孤立國に於て工業に對する租税が農業に如何に影響するか、並びに工業への租税の影響と對比して農業への租税の影響の特質を明確ならしめよう。⁸⁾ 手工業者或は工場主に大なる租税が課せられると、必ずや彼等はこの租税を彼等の生産物の價格を高めることにより償はんと努力する。しかし、價格が高ければ多數の人々はこの商品の消費を斷念するか制限せねばならない。かくて消費が減少するとこの種の商品の過剰を來し、これが商品價格の下落を結果する。工場主、及び手工業者がかゝる價格の下では生存し得ぬとすれば、その中の一部分（損失に耐へ得ぬ）のものは彼の仕事を放棄し、他の住地を捜し求めばならない。その後は市場には少量しか供給せられない。商品の價格は再び騰貴する、そして勞働はこの工業に於てのみ他の工業に於るよりも常により、少く支拂はれるといふことはあり得ぬから、究極に於てはよつて以て課せられた租税が償はれる程度に商品の價格は高まらねばならない。

かくて農業にとつて不可缺の商品たとへば鐵製品の價格が騰貴することにより土地の耕作費用は高まり、都市

8) Vgl., Thünen; a. a. O. S. 339 ff.

から最も遠き農場の地代はマイナスとなる。而して農業に課せられた租税が生む所の既述の諸現象が現れる。吾々が生産物の価格が租税の導入により究極に、換言すれば作用の完了後蒙む所の變化を見るならば、租税が工業製品の価格と穀物の価格の上に全く異つた影響を及ぼすことを知る。手工業者並びに工場主は彼等に課せられた租税を彼等の製品の高められた価格により取戻す。そして彼等の供給するところの商品の価格の中には勞銀、資本利潤、地代のみならず、更に又第四の構成部分たる租税も包括せられる。これと反對に、穀物價格は租税によつて高められない。ところが一般に國民の性格が依然として同一であれば、すべての活動的國民、従つて農業者も亦、租税による影響の完了後、以前と同一の生活程度を維持し得るものである。従つて問題となるのは何處から一體農業者は租税に對する補償を得て來るのかである。農業は次の點で工業と本質的に異つてゐる。即ち農業は種々異つた種類の土地の上に經營せられ、同一の人間勞働は甚しく異つた生産物數量で報いられる。これに反して工業にあつては同一の活動と技倆とは常に同一の勞働生産物を供給する。工業にその商品の價格騰貴により逃れ得ないであらう租税が課せられた時、或は人爲的方策により穀物價格が絶へずその自然的狀態以上に維持せられ得た時、これは、同一の技倆と勞働能力とを前提すれば、すべての工業者に等しい強さで加はる。農業に於てはしかし經營規模に比例した租税はただ最劣等な農場、孤立國では最遠隔の農場、を荒廢狀態に導くのみである。併しながらその土地性質或はその位置によつてめぐまれたより、優れた農場は放棄せられては居らぬ。即ち如何にして農業者が租税を支拂つた後にも亦以前と同じ位ゆたかに生活し得るかの問題は次の如くに解答せられる。農業者がより、劣等なる土地の耕作から手を引いて、彼の活動をより、すぐれた土地の耕作に限定すること、か

ゝる優等地は租税を收納して後も日傭人の、小作者の或は管理者の勞働に、租税を負擔しなかつた以前の劣等地と同じ報酬をあたへる。更に吾々は孤立國に於る租税が工業並びに農業の廣がりにあたへた所の影響に目を向けよう、すると吾々の見出すのは、すべてが同じ割合で損害を蒙むることである、例へば農業の廣がりがかつだけ減少すれば、すべての農業者のために働いてゐる工業は同様に廣がり、資本、人間數に於ては¹⁰だけ減ずる。しかもこの租税の影響はそれが個々の必需品工業に課せられようと、全體の工業に課せられようと、或は農業に課せられようと同一である。人間の肉體に於てその一部が傷けられると必ず全體が共に苦しむと同じく、孤立國に於ても亦個々の工業或は農業が租税を課せられると、他のすべての職業の人々も同様に打撃を受ける。

最後に吾々は孤立國に於る地代に對する租税を見よう。⁹⁾これは上述と異つて、純収益に對する租税であり、經營規模に比例するものではない。孤立國內に於て農場が齎す地代の一部を地主が國家に納めねばならぬ時、このことは經營の形態にも廣がりにも全然變化をあたへぬ。地代がほぼ零に近い農場はこの租税には極めて僅かしか寄與せぬ。最も遠い農場や最も劣等な土地の農場はこの租税を全く負擔せぬ。かくてこの地代への租税は耕地の廣がりにも、人口にも資本投下にも生産物數量にも何等不利な影響をあたへては居らぬ。實際全地代が租税により取り去られても、土地の耕作は以前と同様である。

B、現實の租税と關聯して 以上に於て吾々はチウネンに従ひ、孤立國に租税が課せられたならば、それに如何なる變化がもたらされるかを明かにした。吾々はチウネンと共に更に一步を進めて、現實に租税は如何に農業に影響してゐるかを、孤立國に於る租税の考察で得た所を基礎として問題としよう。¹⁰⁾先づ經營規模に比例して

9) Vgl., Thünen; a. a. O. S. 346.

10) Vgl., Thünen; a. a. O. S. 329 ff.

課せられた租税の究明から始めよう。現實には市場地からの距離は地代が零迄低下する程大きくはないが、孤立國に於て租税が最遠隔の農場に最も強烈に影響すると同様に、最劣等の土地をもつた農場はまづ最も激しく壓迫せられる。現實の箇々の農場には、孤立國で假定せられた様な完全なる均等はありません。殆どすべての農場は優等地と劣等地との混合からなつてゐる。即ち一部分は高い収益能性を持つが、他の一部分は低い収益能性しか持たない。耕地の價値は種々の理由から甚だ小で、時には零に近づく。相當の廣さの一個の農場にして、如何なる耕地といへども何等かの缺點を持たぬものはないであらう。今迄斯様な諸々の理由から比較的僅少の純収益よりあつた土地の地代は新税の徴收により零又は零以下に下げられるであらう。こゝでは農場は耕作を断念せねばならず、耕作され得るのは課税後も尙地代を生む所のより、優れた耕地のみである。しかるに現實を眺める時、全く荒廢に歸した村落は見當らぬ。元來家族の内部生計状態は外部には隠されて居る故に、租税の徴收による農村家計内部の劣悪化は政府當局により看逃されがちである。しかし年々減少して行く租税収入からこの荒廢状態を見とることは出来る筈である。何故なら著しく大なる新税の徴收は第一年目には最大の収入をあたへるに違ひないのであるが、漸次減少して行く、といふのはそれから租税が得られるところの人々並びに國民財産が減少するからである。そして租税の影響が完了した時、換言すれば、耕作がなくなる租税の下で生きながらへて行くことが出来る程度迄制限せられると、租税の収入は固定的となる。

孤立國の農業者は事情が變化すれば、必ず彼の經營をそれに應じて改變して行くに相違ない、彼は地代が負となるであらう様な耕地の耕作は續けることなく断念するにきまつてゐる。現實にはしかし一般の經營は徹底的な

(註) 土地の劣悪なる物理的性質、豊度の僅少、農舍からの距離遠し、排水のために深き溝を要す、周圍に高き森林あり、耕地中に石塊多し等々。

あらゆる事情を見透すところの思惟の産物ではなくて、數多の時代の人々の幾世紀にも互る製作品なのである。徐々ではあるが絶えざる改善によつて經營を時代の諸關係及び場所の諸關係に愈々適應せしめんとするの骨折の結果それは今日あるものに生成した。斯様にして甚だ徐々に生成した經營形態は急速に大なる新變化に應じ得ない。従つてたとへば新税の徴收に經營を適應せしめることは長期間を要するのである。實際には新税が導入せられてもただちに劣等なる土地の耕作を放棄することはなく、依然として農業者はこの土地を耕作することであらう。しかしこのことのために農業者には新しい二重の支出が生ずる。即ち第一に新税を支拂はねばならぬし、第二には劣等耕地の耕作による損失を負担せねばならない。かくて生ずる収入の損失のために、小作人は小作料を、負債ある農場所有者は利子をもはや農場所得から引き去るを得ぬ。不足分は屢々經營資本と農具の喪失により償はれねばならない。農具が數少くなれば全耕地の優れた耕作は不可能となる。併し習慣の力は甚だ大なるもので、次の様に農業者は確信してゐる様に見える。即ち、尙可なりの粗収益は生むが、純収益は全然なく、ただ損失あるのみの劣等地も獲得することは容易ではないから通常はかゝる一部分の劣等地を全然捨て去るよりはむしろ全耕地を劣等に耕作する。このことにより農場の全純収益は消滅することもあり得るのである。幾度か斯様な経験を重ね、長き年月を経過した後、一般の經營が新しい事情に適應し、耕作を費用を償ふ所の耕地にのみ制限する。斯様な漸次的な動搖の激しくない轉換の結果、國民から租税自體が必然的に伴ふよりはるかに多くの資本が失はれて行く。一般に福祉の漸進的な増大が見られる所の、現實にあつては新税の影響は純粹にはあらはれない、何故ならば現實には新税が極めて高くない限り、國民の富の増大に對し、破壊的ではなく、ただ阻止的にのみ作

用するに過ぎぬから。尙現實には孤立國と異つて、多くの國家と互に接觸してゐるが、かゝる場合、他國の租税の存否、その額の大小がこの國の租税に大なる影響を及ぼすことを忘れてはならないが詳論せぬ。

次に經營規模に比例することなく、純収益の大きさを顧慮せる租税として、地代に對する租税を見よう。¹¹⁾ 孤立國に於ては、吾々は農業を靜的な同一状態に於て觀察する、しかも經營がすべての農場に於て同一の知識と同一の合理性とを以て行はれることを前提する。現實にはかゝる事は考へられぬ。こゝでは一體何を地代と呼んでよいのか、如何にすれば地代の大きさが見出されるのかが問題となる。よつて以て農業が經營せられる所の活動と知識とが相違する時、一つの農場は位置が等しく、土地が同一であつても、著しく相異なる純収益をもたらすことは可能である。併しだからといつて拙劣に經營せられた農場が他の農場より元來より小なる價值とより、小なる地代としか持たぬとは言ひ得ぬ。この相違は單に經營者の人間能力より生ずるもので、經營者が他の人間により交代せられるや否や消滅する。一農場に於る永續的なもの、位置と土地性質のみが一農場の價值と地代とを決定するもので、偶發的な暫定的なもの、農業者の人的能力が農場の價值と地代とを決定するものではない。個々の農場の地代はかくて農場の純収益に等しきものではない。極めてありふれた農場が最も一般的な經營者の活動と知識とを以て生み得る所の純収益は地代決定のための規準として役立つ。¹²⁾ 建物等々の價值よりの利子を差引いた後の、全國のあらゆる農場の純収益の總額から地代の總額が知られる、この地代總額は土地と位置との優劣に應じて個々の農場に分割せられて、個々の農場の地代が見出される。このことから一農場の實際の地代を知ることが如何に困難であるかが推察せられる。併しかゝる困難を愈々大ならしめて居るのは、農業者が農場の評價にあつて

11) Thünen; a. a. O. S. 347.
12) Thünen; a. a. O. S. 348.

全く誤れる原則の上に立つて居るといふ事實である。即ち人は全く地代を生まぬ様な耕地が存在することを容易に認めない。人は寧ろ、最劣等の耕地の四又は六平方ルートが價值から言つて最優等耕地の一平方ルートに等しいと評價すれば、それが正當であると信ずるものである。だが零を六倍しても一にはなり得ぬ様に、最劣等地の六平方ルートも亦最優等地の一平方ルートの價值を持つことは出来ぬ。尚その上餘りにも屢々地代と農業に投下せられた資本の利子とが混同せられる。建物、農具、その他經營資本の利子の總額以上の剩餘をもたらさぬ農場はそれがたとへ農場所所有者に所得を與へるにしても、決して地代を生むものではない。かゝる農場のいはば虚偽の地代に課せられたすべての租税は、土地の耕作に對して、人頭税、家畜税等々と正に同様の有害なる影響を及ぼす。

地代が課税目的のために、嚴密正確に決定せらるべきであれば、特にかゝる研究に没頭する人が必要であらう、そしてかゝる人々はその全生涯を通じて他の職業には就き得ぬこととなる。従つて地代を算出することは甚しく費用を要するもので、このことは地代に對する租税の徴收費が僅少ですむといふ他の租税に對する優越點を相殺することとなる。現實には地代は決して常住的なるものではなく一の甚しく變化する大きさである。といふのは一般經營内部の變化、生産物價格の變化、利子歩合の變動等は並々ならず高い度合に於て地代の大きさに作用する。今もし地代に對する租税が全く固定せられて居り、地代が増しても租税が高められなければ、一世紀後にはかゝる租税収入は實際の地代並びに國家の經費に相應せぬものとなることであらう。併し租税が地代と共に高めらるべきであれば、費用の多くかゝる農場の評價が繰返へされねばならぬ。最も悪いことは租税の引上を恐れる結果、

農業者をして改良を躊躇せしめ、耕作の進歩が活氣を失ふことである。

孤立國に於てはチウネンは次のことを假定した、「即ち土地の収益は不變であり、そしてそこでは全地代が國家に歸屬しても土地耕作に悪影響は及ぼさぬ¹⁴⁾」。現實にはしかしより、高き収益へのたゆまざる努力が多少とも存在し、かゝる目的に到達すべき可能性は殆ど到る所に認められる。だがよつて以てより、高き収益が舉られる土地改良は常に莫大なる費用を要する。しかも多くの場合には改良に投ぜられた資本の利子は農場の純収益が高められただけの額に等しい。土地改良が、その作用にして後に停止せず、常に持續する様な種類のものであれば、農場の地代も亦これにより永久に高められる。¹⁵⁾しかしかゝる地代の増大はその生成に於て以前の地代と甚だ異つてゐる。即ち所有者の苦痛と協力なくして、單なる土地の優越と、農場の位置の優越とにより生成するものではなくて、資本の投下を必要とする。チウネンは第二部に於て次の如くにさへ述べて居る。¹⁶⁾土地の物理的性質の改良、土地豊度の増大により生じる地代は「全農業者の福祉に甚だ有利に働くので、課税により妨害するどころか、補助金を給與することこそ必要である」と。要するに租税の徴収がかゝる土地改良事業を破壊せぬ限りに於て害はないが、もし將來この種の改良を脅し、着手を躊躇せしめるとすれば甚だ有害である。「土地の改良及び土地の耕作の高度化を目的とする資本投下以上に全國家を裨益するものは恐らくないであらう。何故ならば、孤立國に於て八ケルネルから十ケルネルに穀物生産數量が増せば、都市に於る國民數は約五〇%だけ増加し得、しかも穀物價格は騰貴するを要しないから¹⁷⁾」との彼の敘述に徴しても「斯様に一國の福祉、國力、人口の増大は土地の集約的な耕作の擴大と直接に關聯してゐるものだから、長期間、少くとも一世紀間不變のまゝ置かれないうで、土地が

14) Thünen; a. a. O. S. 346.

15) Thünen; a. a. O. S. 350.

16) Thünen; Der isolierte Staat. II. Teil, II. Abteilung S. 76. Schumacher 版

17) Thünen; a. a. O. S. 350.

あたへる小作料と共に増減し、かくて土地改良にも課税せられ、従つて改良を阻害する所の租税は最も國家の成長を阻む所の租税であると言はねばならぬ。¹⁸⁾といふチウネンが現實の地代(小作料)に對する租税にあたへた政策的立場の腰の強さを推測することが出來よう。

三

上述の如くチウネンは原理的には租税の反對者である。彼は孤立國に於ても現實の國家に於てもその間に程度の差はあるにせよ、正にあらゆる租税が、少くともすべての新税が國民經濟上に惹起する筈の「荒廢狀態」について考へてゐる。かゝる思想のよつて來るところを彼の時代の社會的背景から説明することも可能である。彼自身が始めて獨立して農場經營に當りしかも失敗に終つた際の重い租税負擔が如何に深く彼の腦裏に刻み込まれて居たか¹⁹⁾はしばらく問はぬとしても、彼の「孤立國」出版に至る時代は恰もアルブレヒト・テイヤが合理的農業の獨逸への移植を熱心に提唱して間もなく、シュタイン・ハルデンベルクの農民解放が漸くその實を結び始めた時にあたり、²⁰⁾技術の進歩への期待は誠に大なるものがあり、それに要する巨額の費用、殊には土地改良により土地に固定せられる費用が租税により少しでも取り去られることは全く苦痛であつたことを吾々は忘れてはならない。尙彼の學的體系よりも租税反對の必然性は導かれる。彼の研究に於て取扱はれてゐる農業經營はすべてが自ら最合理的に動いて居り、その極點に於て成立せる一の均衡状態が孤立國である。従つてこの國では政府は一の金のかゝる罪惡であり、その必要は感ぜられぬものなのである。

斯様なチウネンの租税論がピユヒラーの言ふ様に餘りにも一面的なものであることは確かであり、²¹⁾「租税が至極

18) Thünen; a. a. O. S. 351. Ricardoが、「一般的に政府の政策の要諦は必然資本に歸するやうな租税を課せぬことにある。若しそういふことをするならば、それは労働を支持すべき資源を侵す虞があるのみならず、國家將來の生産を害するおそれがある。」(Ricardo; *ibid.* p. 134) と述べて居るのに對比して誠に興味深きものがある。

19) Vgl., Thünen; a. a. O. S. V.

公正に配分せられ、その収入が甚だ合理的に使用せられるならば、すべての租税が一の罪惡なりと確言し得ぬ。むしろこの解答はチウネンの主張と正反對のものであり得る。即ち合理的な租税の使用が前提せられるならば、租税の徴収の結果國家の獲得する國力、富、及び人口は、かゝる租税がなければ決して獲られないであらう²²⁾との批判も一應は受け取れる。併しチウネンに於ては租税が如何なる目的を以て課せられるかはどうでもよい問題であつた、租税をこの側面から把へることは彼の研究から除かれてゐた、いはば租税を私經濟的側面から考察することが彼の任務であつた。吾々がチウネンの租税論を論評せんとするならば斯様な批判に先立ち、一應孤立國の諸前提の上に立つてなすべきであらう。ビュヒラーは孤立國の諸前提を排していはば體系の外から批判してゐる、それはチウネン租税論への批判といふよりもむしろチウネンの研究方法への反對である。斯様な批判は單に抽象的理論のより具體化への要請以上の意味をもつものではない。チウネン租税論の内在的批判としては、例へば次の如きものが考へられる。今孤立國に貨幣の形で、同一額の人頭税が課せられるとする、ところで言ふ迄もなく各農場の勞銀は市場への距離に應じて貨幣額に於て夫々相異なる、従つて孤立國に於ては人頭税による各農場負擔の輕重が生じる筈である。この點チウネンは究明して居らない。更に第二部ではじめて述べられた自然勞銀と、勞銀への課税、その轉嫁の必然性の問題もチウネン租税論の展開として意義を持つであらう。併しこの小論に於ては吾々は租税を用ひて孤立國で得られた結論を如何に現實に適用すべきかの一例題を説明し得たのみである。

- 20) von der Goltz; Geschichte der deutschen Landwirtschaft Bd. II. 1903. S. 3ff. besonders S. 93 ff. S. 132 ff.
21) Max Büchler; J. H. v. Thünen und seine nationalökonomischen Hauptlehren 1907. S. 103.
22) Büchler; a. a. O. S. 108.